

土地収用法(抜粋)

(権利取得裁決)

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
 - 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
 - 三 権利を取得し、又は消滅させる時期(以下「権利取得の時期」という。)
 - 四 その他この法律に規定する事項
- 2 収用委員会は、前項第一号に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において裁決しなければならない。但し、第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求があつた場合においては、その請求の範囲内において裁決することができる。
- 3 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類並びに第四十三条、第六十三条第二項若しくは第八十七条ただし書の規定による意見書又は第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

～省略～

(明渡裁決)

第四十九条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償
 - 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(以下「明渡しの期限」という。)
 - 三 その他この法律に規定する事項
- 2 前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号に掲げる事項について準用する。

(権利取得裁決に係る補償の払渡又は供託等)

第九十五条 起業者は、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに、権利取得裁決に係る補償金、加算金及び過怠金の払渡……をしなければならない。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転)

第一百二条 明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。